

令和7年度川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金のお知らせ

依然として続く物価の高騰により、事業所の運営に影響を受けている事業者に対し、下記のとおり追加で支援金を交付します。お早目に申請してください。

1 対象サービスの種別及び支援金額

※詳細は裏面のとおり

居宅系事業所	20,000円
通所系事業所	90,000円
施設系事業所	7,500円 × 入所定員数

●交付対象者は、令和7年4月1日時点で市内に対象サービスの事業所を有している場合に限ります。

2 申請期限及び支払時期の目安

	申請期限	支払時期の目安
第1回	4月 7日(月)	4月下旬
第2回	4月21日(月)	5月中旬
第3回	5月12日(月)	6月上旬
第4回	5月26日(月)	6月中旬

●事業所ごとに、第1回～4回のうち1度だけ申請してください。

領収書等の添付は不要です。

3 申請方法

以下のURLもしくはQRコード内申請フォームから電子申請してください。

ただし、電気料金、ガス料金、ガソリン代、軽油代、食材費等の領収書等については、支援金の交付を受けた会計年度終了後、5年間保存してください。

<https://logoform.jp/form/zRQD/971877>

※申請は令和7年4月1日より受け付けます。

※電子申請ができない場合は、裏面のお問い合わせ先へご連絡ください。



4 振込先口座

原則として、前回(令和5年度)同支援金を交付した口座へ振り込みます。

新規に開設された事業所や、交付実績が無い事業所、前回(令和5年度)以降で口座情報が変更になった事業所については、申請フォーム内にて口座情報を併せて申請してください。

5 申請にかかるQ&A及び交付要綱

下記のホームページにて公開しております。

ご確認ください。



<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushounneikanren/40015.html>

●交付対象者は令和7年4月1日時点で対象サービスの事業所を有している場合に限りです。

事業所種別	対象サービス	支援金額
居宅系	居宅介護支援 介護予防支援（地域包括支援センター） 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所あたり2万円
通所系	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護（共用型を除く） 地域密着型通所介護 総合事業（総合事業のみの指定事業所）	1事業所あたり9万円
施設系	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※1 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	1事業所あたり 入所定員数に7.5千円を 乗じた金額

※1 介護老人福祉施設で行っている短期入所生活介護は対象外です。ご注意ください。

■お問い合わせ先

川口市福祉部介護保険課事業者係

TEL: 048-259-7293(直通)

FAX: 048-258-7493

Mail: 087.04030@city.kawaguchi.saitamajp